

## 審議（会議）結果

審議会等名称	第34回 神奈川県障害者施策審議会
開催日時	令和4年9月5日（月曜日） 14時00分から16時10分まで
開催場所	神奈川県自治会館2階会議室（オンライン参加有り）
出席者	【会長】蒲原委員、【副会長】佐藤委員（以下、名簿順） 嵩委員、相馬委員、小山委員、藤森委員、榛澤委員、谷田川委員、 内藤委員、小野委員、小杉委員、隈元委員、成田委員、在原委員、 眞保委員、徳田委員、桐ヶ谷委員、山梨委員（計18人）
次回開催予定日	令和4年11月頃
所属名、担当者名	障害福祉課調整グループ 柴田 電話（045）210 - 4703 ファクシミリ（045）201 - 2051
掲載形式	議事録
審議経過	以下のとおり
<p>＜議 題＞</p> <p>(1) 第6期神奈川県障害者施策審議会会長・副会長の選出について</p> <p>(2) 第6期神奈川県障害者施策審議会の今後の予定について</p> <p>(3) 第6期神奈川県障がい福祉計画の取組状況について</p> <p>＜報告事項＞</p> <p>(1) （仮称）神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の制定について</p> <p>(2) 県立障害者支援施設のモニタリング結果について</p> <p>(3) 県立障害者支援施設の方向性の検討について</p> <p>(4) 県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会の調査状況について</p> <p>(5) 障害者政策委員会及び社会保障審議会障害者部会について</p> <p>＜配布資料＞</p> <p>資料1 第6期神奈川県障害者施策審議会の今後の予定について</p> <p>資料2 神奈川県障がい福祉計画の取組</p> <p>資料3 かながわ医療的ケア児支援・情報センターの設置について</p> <p>資料4 （仮称）神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の制定について</p> <p>資料5 （仮称）神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例素案</p> <p>資料6 県立障害者支援施設のモニタリング結果について</p> <p>資料7 県立障害者支援施設の方向性の検討について</p> <p>資料8 県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会の調査状況について</p> <p>資料9 障害者政策委員会及び社会保障審議会障害者部会について</p>	

## 《その他資料》

第6期神奈川県障がい福祉計画

かながわ障がい者計画

当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会報告書

### 【事務局による進行】

- ・ 福祉部長挨拶
- ・ 会議運営に関する事務連絡
- ・ 委員改選に伴う委員紹介
- ・ 会長選出  
(全会一致で蒲原委員を会長に選出)

### (蒲原会長)

皆様ありがとうございました。ただいま、会長に御指名いただき、皆様に御賛同いただきました、蒲原と申します。よろしく申し上げます。

この神奈川県障害者施策審議会は、先ほど名簿を見ておりましたけれども、障がい当事者の方、親の会など支援されている方、福祉の現場で働かれています方、また弁護士の方や学識者など、障がい福祉に関わる非常に幅広い方々の参加を得て、障がい者施策に関する県の計画などの策定を中心に審議する、大変重要な仕事をやっている審議会であると認識しております。

私自身は、当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会におきまして、委員長役も務めております。この検討委員会では、後ほど話があるかもしれませんが、およそ20年後の神奈川県における、あるべき障がい福祉の姿、とりわけ、障がい当事者を中心に据えた、あるべき障がい福祉の姿を思い描いて、一定の報告をまとめた後、引き続き、そのフォローアップ、それをどう実現をするのかということについて、更なる審議を進めているところでございます。

私がこの審議会の会長になったということについては、一つには、その将来展望検討委員会における色々な検討状況を神奈川県計画の中に、上手く落とし込んでいくことがあろうかと思っておりますけれども、そこも含めまして、神奈川県のような障がい者福祉の充実に向けて、皆さんの御意見を十分にいただきながら反映していきたいと考えています。

私も、これまで、障がい福祉や地域共生社会づくりの仕事をしてきましたので、そうしたことが、審議会の審議に活かせたらと考えております。

どうか委員の皆さんの御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

**(事務局)**

ありがとうございました。続いて、審議会条例第4条第3項の規定により、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとされております。

つきましては、蒲原会長から、そうした際に、会長の職務を代わって行っていただく副会長の指名をお願いします。

**(蒲原会長)**

それでは、副会長につきましては、県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会や、先ほど申し上げた当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会などの委員を務められて、県の施策に精通していらっしゃる佐藤委員を指名したいと思いますが、けれども、佐藤委員、いかがでしょうか。

**(佐藤副会長)**

結構でございます。

**(事務局)**

ありがとうございます。それでは、佐藤委員に副会長をお願いしたいと思います。一言御挨拶をお願いします。

**(佐藤副会長)**

佐藤でございます。副会長を指名いただき、身の引き締まる思いでございます。実は、最近、横浜に来ることが多くなりまして、今、蒲原会長から御紹介もありましたが、中井やまゆり園の外部調査委員会を始めとして、いくつかの会議体に参加しております。神奈川県内の事情にあまり詳しくありませんので、せめて蒲原会長の足をひっぱらないよう、色々勉強させていただきたいと思っております。

今日の議題にもあがっておりますけれども、色々な県立施設の今後のあり方、それから、将来展望、20年後と言われているのですが、20年後に生きている自信がありませんので、展望はするけれども、責任は持てないという立ち位置で、皆さんと一緒に勉強していきたいと思っております。どうぞ、ひとつよろしくをお願いします。

**(事務局)**

ありがとうございます。それでは、蒲原会長、佐藤副会長には、会長席、副会長席にお移りいただき、会長に以後の進行をお願いします。

**(蒲原会長)**

それでは、引き続き議事を進めたいと思います。

最初に本日の議事の進め方について、委員の皆様方と共有して、時間を有効に使っていききたいと思います。資料説明でありました議事次第、議題が3つ、報告事項が5つ並んでいる資料を確認いただければと思います。

議題（1）は終わりました、議題（2）と（3）で併せて概ね40分程度、時間を取りたいと思います。大体15時くらいを目途で、議題（2）と（3）をこなせればと思っております。

報告事項（1）の条例に関しては、20分程度としたいと思います。実は、報告事項（2）から（4）は全て県立障害者支援施設に関する事項でございますので、一括して報告を受けて意見を頂戴したいと思います。ここは合計30分程度取りたいと思います。報告事項（5）は10分程度として、概ね16時頃には終えるよう進行してまいりたいと思います。

それでは、議題（2）「第6期神奈川県障害者施策審議会の今後の予定について」、事務局から説明をお願いします。

**（事務局）**

資料1に基づいて説明

**（蒲原会長）**

では、議題（2）について、各委員から、御意見、御質問等がありましたらお願いします。特に意見ないようでございますので、議題（2）については、ただいま説明いただいた手順で進めていただければと思います。

次に議題（3）「第6期神奈川県障がい福祉計画の取組状況について」、事務局から説明をお願いします。

**（事務局）**

資料2、3に基づいて説明

**（蒲原会長）**

では、議題（3）について、神奈川県障がい福祉計画の取組、それに関連して、かながわ医療的ケア児支援・情報センターの設置について説明がありました。各委員から、御意見、御質問等がありましたらお願いします。それでは、山梨委員をお願いします。

**（山梨委員）**

葉山町の山梨です。よろしく申し上げます。

医療的ケア児支援・情報センターについてですが、政令市以外の市町村との役割分担と申しますか、市町村への問合せ件数について、県は把握しておりますでしょうか。

**(事務局)**

市町村からの相談件数につきましては、市町村単独というわけではありませんが、各保健福祉事務所や基幹の相談事務所等からの相談件数について把握しております。

**(山梨委員)**

これからということなので、資料2の11ページにもあるとおり、数百人いることは明らかですし、この人数に対して、全体の件数というのは、ますます増やしていかなければならないと思います。少し話が逸れるかもしれませんが、この計画の先の課題として、先日、町村会から、医療的ケア児についての現場での受入れに対する補助についての要望が出ていると思います。こうやって相談が増えてきますと、受け皿として拡大していかなければならない中で、実際のところ、県と市町村で今、受け皿の看護師の雇用などを行っておりますが、ぜひ県としても、現場にも力を与えていただかないと、形式だけ整えても、魂入らずになってしまっても良くないと思いますので、ぜひ前向きに、次期計画の際には、検討をお願いできればと思います。

**(事務局)**

資料3の最後の相談実績を見ていただくと、県庁に設置するセンターでは19件ということで、政令市では多くの件数の相談を受けている状況でございます。また、政令市以外の、よく県所管と言いますが、県所管においても、昨年度、1,200件くらいは相談を受けていると把握しておりますので、先ほど資料説明の中でもお話をさせていただきましたとおり、各障がい福祉圏域や、政令市等との連携をしながら、このセンターについては、より良いものにしていきたいと考えております。

**(蒲原会長)**

ありがとうございます。ぜひ相談体制も含めて、実態的な対応も含めて、これから進めていっていただきたいと思います。

続いて、会場から手が挙がっています。成田委員お願いします。

**(成田委員)**

県肢体不自由児協会の成田です。同じ質問になりますが、この相談窓口の件についてです。まず、このセンターができたということについて、大変嬉しいと思っておりますし、2か月とは言え、小田原市の方から5件も相談があったということは、やはりニーズがあるのかなと受け止めています。ただ、今後、実績が積まれた後、実績の内容として、相談された方が御家族だったのか、あるいは支援者だったのか、ということも、今後の分析をするのに必要なのではないかと思います。また同時に、相談を受けた方が、結果的にはどこに繋いでいったのか、という繋ぎの状態についても、今後分析して地域の課題に挙げていくためには、必要だと思います。今後、実績が積み、分析するときに、

そういうことも加えていただければと思っております。

**(事務局)**

おっしゃられているとおりで考えております。計画では、各市町村にも医療的ケア児コーディネーターを配置していくことを目標としており、一方で、県でも、センターを作っていくということになりますので、市町村の医療的ケア児コーディネーターの育成を進めながら、コーディネーターと県の関係性を良い形にしていきたいと考えております。そのため、おっしゃられたとおり、御家族からの相談であったり、支援をされている方からの相談であったり、少し分類をしたりということは考えていきたいと思っております。

もう一つ、資料3の表紙を1枚めくった1ページ目、右上に、こども医療センターがあると思いますが、この中で、医療的ケア児コーディネーター等から医療に関する何か分からないことがあった場合には、こども医療センターで御相談に乗っていただくような、委託事業も併せてやっております。現場の支援者には、研修だけでなく、そういった形で支援をしていきたいと考えております。

**(蒲原会長)**

ありがとうございました。その他御意見等ございますでしょうか。オンラインで手が挙がっています。眞保委員お願いします。

**(眞保委員)**

法政大学の眞保でございます。

3ページの地域生活支援拠点等の整備ですが、こちらは順調に数が増えているようで、喜ばしいことだと思います。一方で教えていただきたいと思っておりますのが、災害福祉避難所についてです。これを兼ねている施設はどのくらいあるのかを教えてくださいませんか。

**(蒲原会長)**

事務局分かりそうですか。もし今すぐは難しければ時間をとって、改めて御説明する機会を設けたいと思います。眞保委員、何か問題意識を兼ねていたら、そのあたりの説明をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**(眞保委員)**

お時間もありませんでしょうかから、後ほどでももちろん結構なのですが、災害時に、障がいのある方が安心して、避難できる避難所の整備というのは、9月は防災月間でもありますし、重要であると考えております。また、別途、整備している自治体もあるのですが、この地域生活支援拠点の整備をしている事業の中で、どのくらいそうした事業を兼

ねているところがあるのかと思ひましてお聞きしました。

**(事務局)**

材料が揃うか分かりませんが、後ほど回答させていただければと思います。申し訳ありません。

**(蒲原会長)**

その他、ありますでしょうか。もう一人くらい時間がございますけれども。会場で手が挙がりました。在原委員、お願いします。

**(在原委員)**

県立保健福祉大学の在原です。

全体的なことなのですが、進捗状況の確認をしていくにあたって、大きな成果目標に関しての、何人に増えたとか、何%だったか、ということをお示しいただいています。加えて、昨年度に取りまとめをやったときにはお示しいただいたように、成果目標に取り組むに当たっての、色々な事業をやりながら向かっているという関係を示した資料が必要です。各事業がどのように結果を出しているのかという個々の評価があり、その1個1個が滞っているとか、上手くいっているとかがありつつ、またその上で、各事業が成果目標に対してちゃんとつながっているかどうか、という検討も必要です。そのため、こういった進捗確認のときには、資料が多くなってしまうと思いますが、常にどの事業の組合せでこの成果目標に向かって頑張っているか、という前提を示した上で、これらの事業の組合せでいいのか、足りないのかななども含めて、皆さんから御意見をいただけるような資料構成になっていた方が、良いのではないのでしょうか。

もうひとつ、それに加えて、特に昨年度の振り返りで、何が課題かと明記したということもあったと思うので、それについては、今どのように頑張っているかということも書いていただきたいですし、そのように計画を有効に回すという、意味ある進捗確認と、次につなげることができるように、ぜひ、情報提供をお願いしたいと思います。

もうひとつ、成果目標の1番目の地域生活への移行について、障がい児の入所施設から年齢が上がって、者の方に移行するとか、それに伴うというか、地域の方に戻るとか、そういったことについての取り組みも、今進めないといけなところだと思うのですが、それが多分、1番のところに入っているのだと思うのですが、資料を見ても分からないのです。そのことについてはっきりさせながら、障がい児のところは、医療的ケア児に特化されてお話がありましたが、それだけでは当然ないので、障がい児の地域移行のことも含めて、県立施設が通過型に変わっていくということも含めて、全体的にどうやったら、入所施設をうまく機能させながら地域に戻っていくかということをどう進めていくのか、という中身が見えるようなことを少し示していただきながら、この成果目標について考えていくということが必要なのではないかと考えております。いかがなもので

しょうか。

**(蒲原会長)**

大変大事な指摘があったと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

**(事務局)**

まず、一つ目のお話ですが、資料1を見ていただくと、第6期の主なスケジュールというところで、昨年度、障がい福祉計画が改定の年でしたので、ここでいうと、例えば2(4)のあたりで、障がい福祉計画の総括と書かせていただいておりますが、その中で、委員の御記憶のとおり、どのような事業をやって、どのような原因があって、目標が達成したり達成していなかったりという資料を作成しておりました。それで、通常の時にも、こういった事業が構成されていて、それが適切なものなのか、それともあまり効果がないのかということも、委員の方々に、御説明していかないといけないと思っておりますので、少しやり方については、工夫をさせていただければと思っております。

**(事務局)**

もう1点の過齢児、いわゆる障がい児入所施設という18歳以下の知的障がい児や身体障がい児などが入る施設に、18歳を超えても施設に残らざるを得ないような方をいわゆる過齢児と言いますが、今現在、過齢児の行き場が、例えばグループホームであったり、障がい者支援施設であったりということは、各市町村は把握していても、この計画上はまだ反映されておられません。ただ、今年度から、都道府県の方で協議の場というものを設置することになり、県が所管する施設では、今21人の過齢児がおります。そういった方一人一人を、協議の場で、今後の行き先や、場の確保を今年中に話し合い、協議を進めながら、例えばグループホームを確保するのであれば、障がい福祉計画にちゃんと位置付けようと、そういった話もしているところでして、次回の計画には、そういったところも含めて、入れていくような形で、在原委員がおっしゃるような通過型というか循環型というか、そういったものが見えてくるような形になるのではないかと考えているところでございます。

**(蒲原会長)**

ありがとうございました。ぜひ、目標の進捗状況に至る手前の手段というか、政策というか、事業とセットで分かるように、今後の計画の進捗管理をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続いて榛澤委員、よろしくお願ひします。

**(榛澤委員)**

神奈川県精神障害者連絡協議会、やまゆり会の榛澤と申します。よろしくお願ひしま



す。質問ですが、2ページの「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」についてですが、不勉強で詳しく分かっていないのですが、今までバラバラにやっていた医療とか、福祉とか、社会参加とか、住まいとか、そういうものを包括的に支援することで、より質の高い支援をするってということだと理解しているのですが、資料に書いてある成果目標は、退院促進というか退院率を上げるものになっています。この地域包括ケアシステムによって、より質の高い形とするために、入院していた方だけではなく、今現在、ひきこもっている方とか、ひきこもっていなくても非常に支援が困難な事例が、たくさんあると思うのですが、そういう人たちを対象にしているのではないのでしょうか。これだけを見ると、退院促進のためのシステムの構築みたいに見えてしまいます。困難事例というのは、地域で今暮らしている人たちの中にもたくさんあると思います。そういう人たちを、このシステムの対象にするってことはないのでしょうか。

#### (事務局)

今の御質問、資料2の2ページ目のところですが、それぞれ成果目標としているのは、国から示されているものに合わせて、この項目は入れておりますけれども、基本的には、精神科病院からの退院促進のことだけではなくて、地域生活を送る上でどういう支援が求められるか、というところも含めてと考えています。地域包括ケアシステムですから、退院促進だけではなく、特に2ページ目の一番下の保健医療福祉関係者による協議の場というところでは、地域で足りないサービスはこういうものがあるということなどを協議していただけていると思っております。また、色々な分野の方が参加する研修会等も企画をしていくような形になりますので、そういう点では、退院促進だけではなく、総合的に、精神保健福祉の地域包括ケアシステムと言っておりますが、そういうシステムを作っていく場になろうかと思えます。

#### (榛澤委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

#### (蒲原会長)

ありがとうございました。表題に対して中身が退院のところ少し寄っているようにも思います。もしかしたら国がそう言っているから、それに沿っているということかもしれないけれども、仮に国が今後変えなくても今後の計画の時には、地域で暮らすことが継続すること自体の指標などが、一つの検討課題かなと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、議題の(3)につきましては、以上としたいと思ひます。続きまして、報告事項に移りたいと思ひます。報告事項の1点目、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の制定について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

資料4、5に基づいて説明

(蒲原会長)

それでは、ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問等ございましたらよろしく  
お願いいたします。

それでは、小山委員から手が挙がりました。よろしく申し上げます。

(小山委員)

横須賀本人会の小山登です。意見を求めたと説明されていましたが、委員の知り合い  
の人たち、周りの知り合いの人たちに、声をかけて、この人この人という形にしたのか、  
それとも県が選んで、この人とこの人としたのか。どうなのでしょう。

毎回、分厚い資料などで、意見を求めていますとありましたが、全然、こちらには連絡  
が来ていません。同じ本人会なのに、連絡も手紙も来ていません。

他の団体はどうなのでしょう。選ぶ基準はどうなっているのでしょうか。それは差  
別ではないのでしょうか。ここにいる皆さんは、この意見交換に参加したのでしょうか。  
知っていたという人はいるのでしょうか。それが聞きたいです。

(事務局)

意見交換のお声をかけさせていただいた団体は、先ほど81団体と申しましたが、これ  
は県の方で把握している団体でございます。具体的な基準というのは、明文化されてい  
ないと思いますが、一つの市町村の中で御活動されているというところは、一義的には  
市町村としっかりとコミュニケーションを取っていただく。県の方でコミュニケーション  
をとらせていただくのは、複数の市町村に跨って活動をなさっているところ、それと  
政令市はそれなりに人口規模が大きいので、そこをベースに御活動されているとこ  
ろということで、カウントしましたのが81団体ということでございます。

(小山委員)

政令市ですけど、どうなのでしょう。

(事務局)

それは我々の把握の仕方が十分ではなかったと思いますので、ぜひ、意見交換の機会  
をこれから設けさせていただければと思います。具体的に何をどうやるかというのは、  
まだこれから議論していく時間がございますので、ぜひとも、そういったところで、お  
話を聞かせていただければと思います。以上でございます。

(蒲原会長)

よろしいでしょうか。それでは、オンラインで徳田委員から手が挙がっております。徳田委員よろしく願いいたします。

**(徳田委員)**

事前の説明の時や、意見交換の時も申し上げたところではありますが、一つ気になったところとしては、資料4の別添2の8番と9番、差別解消、虐待の防止についてです。これは、法律を踏襲し、県として宣言するという説明がありました。

虐待の防止について、この条例だと、早期発見につなげる通報について、県民等への普及啓発を行うものとすると言われてはいますが、通報者の保護についても、条文として宣言する必要があるのではないのでしょうか。基本的な条例ということで、あまり細かいことを書くのはどうなのかというのはあろうかと思いますが、虐待防止というのは、いかに通報を実効性のあるものにするかというのが大切です。神奈川県は、例えば、愛名やまゆり園でも、通報した職員を処分するということが実際にあった県ですし、中井やまゆり園についても適切な通報がされていなかったといった構造があるわけですから、通報制度の重要性と、通報者を保護することを基本的な条文として宣言することが必要なのではないのでしょうか。

また、素案を拝見しますと、例えば、虐待の防止について、啓発研修については障害福祉サービス提供事業者に対して行うとありますが、障害福祉サービス提供事業者に限定しているというのは、どうなのかなど。例えば、間接的な虐待防止措置というのは、施設だけに限らず、病院、学校、保育所について、法律上も対象外になっていたわけではありません。間接的防止措置というものがあり、義務があるわけですから、少なくとも、研修などについて、病院、保育所を追加しても法律を上乗せするようなことにはなりません。精神科病院を入れこむというのは議論があるかと思いますが、少なくとも、障害サービス提供事業者に限定する必要はなく、障がい福祉に関わるものという広い捉え方をすべきなのではないかというのが、私が気づいた第2点です。

あともう1点、差別解消について、資料4の別添2の8の2つ目のポイントになりますが、県及び事業者は、障がい者が社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、社会的障壁の除去について、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努めるとあり、これは法律をそのまま掲載していると思います。

この障がいを理由とする差別の解消について、意思の表明がない場合においても、社会的障壁の除去について、合理的配慮を行うように努めるという条文がありますが、これをどういった場面に適用されるのか。個別的な事例、個別的なニーズにおける場面を想定されているとすると、障害者差別解消法というのは、障がい特性にも色々あり、障がい者の意思も色々あり、ニーズにも色々あるということを前提として、意思表示と対話、建設的な対話でもって、それぞれの合理的な配慮を提供するというようになっているので、逆に全く本人の意思を無視して押し付けていくというような配慮があっては

いけないというのが、障害者差別解消法ということになります。そのため、もう少し趣旨を明確に書いた方がいいのではないのでしょうか。例えばバリアフリーのように、事前的な配慮措置ということで、この規定をするのであれば、それがわかるようにした方が、いいのではないかと思います。この3点が気づいた点となります。以上です。

**(蒲原会長)**

それでは、できるだけ簡潔に回答をお願いします。

**(事務局)**

全体として共通するものは、やや具体性に欠けるところがあり、その辺はもう少ししっかりところ書くべきではないかという、具体的な御提言もあったかと思えます。庁内の話になりますけれども、この条例を審査する部局と様々な議論を行い、現段階でこのような形になっております。今、素案から条例案に、ブラッシュアップしていく段階でございますので、今いただいた御提案については、どこまで採用できるか、というところもあります。しっかりまた内部で議論いたします。また、条例が通ったら、ではあります。条例を着実に施行し、取組みを広げていくために、どういう趣旨でこの条例が作られて、あるいはこの条文にどういう意味が込められてということ解説、説明をしていくことが重要でございます。そもそも狙っていた趣旨と違うような運用がされないように、説明をしていきたいと考えております。引き続き、また、御指導、御助言いただければありがたいと思っております。

**(蒲原会長)**

徳田委員、よろしいでしょうか。

ぜひ事務局においては、今の話のように少し趣旨をよく取り入れて、丁寧に進めて欲しいと思います。それでは、続いて山梨委員よろしくをお願いします。

**(山梨委員)**

27条から成る条例ということでよろしいでしょうか。

**(事務局)**

はい。この資料の番号が、第何条となる予定で、基本的には進めております。

**(山梨委員)**

知事による理念的な条例、神奈川県姿勢を示すための条例ということでよろしいでしょうか。

**(事務局)**

はい。この条例には罰則等はございませんので、基本的には理念条例ということですが、実効性が担保されるように、そこは工夫してやっていきたいと思っております。

**(蒲原会長)**

ありがとうございました。それでは榛澤委員から手が挙がっています。簡潔によろしくお願いいたします。

**(榛澤委員)**

今回参加するに当たって一番伝えなかったことになりましたが、資料5の素案の前文のところを読ませていただいて、ちょっと違和感がありました。3つ目の段落の2行目です。これまでは利用者の安全を優先するという理由で管理的な支援が行われていたというところに違和感があり、少し事実とは違うのではないかと思いました。

というのは、私が精神障がい者の施設にいたので、知的障がい者の施設とは違うかもしれないませんが、利用者の安全を優先するというよりは、管理的にする方が職員がやりやすいからだと思います。というのは、管理的でなく、例えば、当事者本人の意思を尊重し、本人が望む支援をするのは、すごく高いスキルが求められますし、面倒です。きっと、こうしたら駄目、これは駄目、という感じにしている方が楽です。

だから、これまでの利用者の安全を優先するという理由でというのは、そういう理由も全くないとは言いませんが、これは職員側の都合で、管理的になっていると私は感じているので、修正した方がいいのではないかと考えたのですが、いかがでしょうか。

**(事務局)**

前文の3段落目でございますが、様々な議論を経て、現状このようになっております。確かに安全を優先するというと、良いことをやっていると受け取られるということかと思えますけれども、事実としては、そうではないという御指摘であったと思います。県立施設は非常に大規模な施設であり、そうしますと、やはりどうしても、今委員がおっしゃったような管理的な運営になってしまう。併せて、人との関わりがあまり得意ではない方もたくさんおられまして、なるべく人の関わりを避けるような、そういう支援がいいのではないかと、ということが現実に行われていたということです。それは支援者の側からすると利用者の安全を考えていたということで、これまでの県の検討会議体でも、御指摘がありました。そういうことを踏まえたところで、「安全を優先する」というようなことで書かせていただいた、というところでございます。

**(榛澤委員)**

この条例は、もともと津久井やまゆり園の事件を受けて作られたと思いますが、この条例は知的障がい者の方たちや施設も含めますけれども、特に精神障がいの施設においては、すごく管理的な体制で運営していると、様々な当事者が感じているので、今の説明

では、はいそうですかと言いつらいところです。もう一度、検討というか、様々な当事者から話を聞いた上で、決めていただければと思います。

**(事務局)**

今、御提言のあったことは、中でしっかりと共有したいと思います。ただ、この段落は、そういったこれまでの支援のあり方を、県としても非常に反省をして、当事者の方を中心に置いた支援に変えていこうという、そういう気持ちで書かせていただいているところがございます。条例が成立しましたら、今後、条文の解説等を作ることになると思いますので、前文についても趣旨をしっかりと説明していきたい、誤解のないように説明をしていきたいと考えております。

**(榛澤委員)**

わかりました。ありがとうございます。

**(蒲原会長)**

引き続き、よく話を聞いて、丁寧に進めていくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。それではその他よろしいでしょうか。

それでは、ただいま報告事項の(1)まで終わりました。以下、報告事項の(2)、(3)、(4)、(5)ということですが、最後の報告事項(5)は、国の状況の報告だということで短く済むでしょうが、(2)、(3)、(4)は県立施設で大事な内容であります。説明の方も、少し簡潔に説明いただきまして、色々な意見をお聞きしたいと思ひますので、事務局よろしくお願ひします。

**(事務局)**

資料6、7、8に基づいて説明

**(蒲原会長)**

ただいま議題の報告事項の(2)から(4)についての御説明がありました。少し私の不手際もありまして、若干時間が気になるころですが、もし皆さん方の御賛同があれば、10分程度延長をして、大事な内容なのでやりたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、それぞれ簡潔に一言おっしゃっていただければと思ひます。それでは佐藤副会長から手が挙がりました。よろしくお願ひします。

**(佐藤副会長)**

3つのことを県に説明していただいたのですが、それぞれよく分からないことがあります

ます。最初の説明は、津久井やまゆり園、これは時期的におそらく新しいところの調査をされたと思いますが、前から行動制限判定会議でやってらっしゃるのですよね。虐待防止委員会も前からあるのですが、調査された時にどういうメンバーだったのか。私の記憶では、前の時は、施設長、それからもう1人2人、幹部職員が入っておりました。計画通りやられているというお話でしたけれども、それは、行動制限判定会議という、要するに行動制限を許すための会議だったと私は記憶しておりまして、調査されたときに、この会議の様子をどういうふうに確認されたのか、ということが1つです。

次に、身体拘束が0だという、御報告がありました。かつて、新しい施設になる前に、身体拘束は0ですという報告を県に上げていたが、実際には0ではなかったということがありまして、ここで言っている身体拘束が0というのは一体どういう形で確認をされたのかということをお教えいただきたい。

次に、県立施設の方向性については、将来展望検討委員会で色々と議論され、そこでも申し上げましたが、どの程度の量が適切なのかという把握の仕方だと、県施設のあり方を議論するときの指標としては足りないと思っています。要するに県立施設では何をやるのかということが重要で、どの程度の量が適切かという話ではなくて、そこで何をやるのかということ。研究的なものに向かっていくのではないかと考えており、そういう把握の仕方が必要ではないかと考えています。

それから、データについて、いつも定員が出てくるのですが、定員だけでなく、実員は何人か、というデータも併せて記載していただけると、実状がわかりやすいと思います。

中井やまゆり園については、先ほど御説明にありましたように、今日、この会議の終了後、私の方から知事に報告書を提出するということになっておりますけれども、91件の調査対象案件のうち、半分程度だと思いますが、未調査になっております。

そのため、本日の段階でこの外部調査委員会は、一応終了いたしますけれども、調査は継続せざるを得ないはずなので、何らかの形で今後の調査を継続していくという、そういうことになろうかと思っております。

#### (蒲原会長)

それでは、他の委員の意見や質問を少し聞いてから、まとめて回答をお願いします。オンラインの小野委員から手が挙がっております。よろしく願いいたします。

#### (小野委員)

小野でございます。資料6の5ページに権利擁護システムというのがあります。一般的に権利擁護システムは、障がい等によって判断能力が不十分な方の代弁ですとか、法律行為を行う、そういう支援のシステム、具体的には成年後見のようなものを指すことが多いと思うのですが、やまゆり園の取組みというのがどのようになっているのか、モニタリングの中で把握されていたら教えていただきたい。

また、その再発防止策に記載されている項目をモニタリングされているということな

ので、ひょっとして、記載がないのかなというのも思ったのですが、そのあたりの御認識を教えてくださいましたらと思います。よろしくお願いします。

**(蒲原会長)**

ありがとうございました。その他もう一人くらい、御意見、御質問等ありましたら、お願いします。それでは、在原委員、お願いします。

**(在原委員)**

一つ質問させていただきたいのですが、資料8の中井やまゆり園の改善に向けた取組みというところで、31 ページ、ウのところにあります、施設外での日中活動の場を開拓していくという方向性、大変重要かと思えます。やはり、入所施設が閉じているということが問題の一番の根底だと思えますので、日中活動の場について、どのぐらい開拓の手応えといいますか、進んでいるかということとともに、皆さんが、日中に外の事業所に出かけていくことができにくい報酬体系がありますので、そのことについて、強く強く国に訴えかけていくという取組みを、ぜひお願いしたいと思えます。

**(蒲原会長)**

それでは、次に成田委員お願いします。

**(成田委員)**

今後の県立施設の方向性に関する論点のところ、県立施設がこれからどうなっていて、量的にどうかというのを、県立施設の状況からだけビジョンを考えていくのはなかなか難しく、やはり今、神奈川県の中で、施設がどういう役割を持って、民間施設も含めて、それぞれの障がいのある方が、その人らしい生き方のために、生活の場を色々と選択するためには、どういう施設が必要で、という全体像の中で、やはりここは県立で担うという、何かもう一つ大きな視点の中で、県立施設のあり方を考えていくことが必要なのではないかなと思えます。難しいと思うのですが、そこが、欠けてはならないところだと思います。

**(蒲原会長)**

非常に大事な意見で、先般の将来展望検討委員会でも、そのような主旨の発言がありました。それでは、事務局の方で今の4人の委員からの御意見、御質問に対して少し簡潔に説明をよろしくお願いします。

**(事務局)**

それでは津久井やまゆり園のモニタリング関連から説明します。

まず、身体拘束の行動制限判定会議については、園長をトップとした組織の中で行っ



ております。その中で、どういう形で検討して進めたのかについては、資料6の3ページの「取組状況」に記載しております。考え方として、現場の職員が、まずは意思決定支援の取り組み等を通じて改めて利用者の目線に立って、この人に今、身体拘束は本当に必要なかどうかということを見直ししながら、それをさらに寮会議、課会議、さらには園全体での会議という形で、段階的に、厳しい目で見えていく、3要件に該当するかを検討していくという取り組みをしてきております。

その結果、令和3年4月の時点では3名であった身体拘束が、8月には、全利用者への身体拘束がなくなったということでございます。

繰り返しになりますが、なぜ身体拘束が続いていたのかというところは、利用者支援の検討部会でも、もともと指摘がされていましたが、これまでの身体拘束というものは、予防的にやっていくものだということで、漫然と続けてきたところを改めて徹底的に見直すというところが、一つの大きな要因でした。

検討部会からのそういった指摘を受けたということが、大きな展開のきっかけになったのだと受け止めております。

次に、権利擁護システムの構築のところにつきましては、5ページの「取組状況」にありますが、例えば、外の目として、ケースワーカーや相談員の方々が意思決定支援のチームの中に入って利用者支援の意思決定支援を続ける中で、権利擁護というものをまずはしっかり取り組んでいくということでございます。また、外部コンサルテーションを導入していくという取り組みがありますが、先ほどの御質問は、この外部コンサルテーションの中に、例えば、弁護士など、法的な目線が入っているのかという御質問だったと思いますので、そちらについては、また後程詳細を調べまして、このベース会議とは別に、補足で御報告をさせていただきたいと思っております。ちょっと手元に資料がないのでそうさせていただきたいと思っております。

最後に、中井やまゆり園の関係で、地域生活移行へ取組みの状況についてのお話でした。現在、外部の体験につきましては協力するという声をいただいております。ただ、我々の方で、この再アセスメント、ケースカンファレンス、改めて利用者の人となりをもう1回、徹底して見直していこうという段階でございまして、その上で、地域の方々と連携して、地域の方々も一緒に、医療モデル的な地域移行ではなく、地域の中で仲間ができるような、そういった地域生活移行を目指しているのです。そういった形で地域の方を巻き込んで、最終的には一緒に地域での豊かな暮らしができることを目指しながら、進めていきたいと考えております。

#### (事務局)

続きまして、佐藤副会長から御指摘いただいた、県立施設のあり方を議論するときの指標として、どの程度の量が適切なのかという把握の仕方ではなく、県立の役割を考えながら量的なことを考えていくべきであるというお話をいただいたと思っております。これについて、おっしゃるとおりだと思っており、提言いただいたものを踏まえて、今後県立

施設にはどういった役割が必要なのか、どれぐらい県立施設として運営していく必要があるのかということ整理していきたいと思っています。

現状ですが、ほとんどの県立施設で、定員が 100 名を超す状況にはありますが、実態としては、かなり絞れてきています。例えば、中井やまゆり園の実員は 90 名、三浦しらとり園も 112 名が定員ですが、実際は 80 名、さがみ緑風園は、100 名が定員ですが、60 名です。このように地域生活移行というか、例えば、さがみ緑風園では高齢者の方が多かったので、70 歳の方々には、介護保険施設の方に移行していただいたといった取組みの中で、かなり減ってきているところです。そのようなことも踏まえながら、今後、県立の役割、あり方を考えていく、また、県立施設として残していく、役割を発揮していくということを考えていくものと思っています。

それから成田委員からお話でしたが、我々も、県立施設だけで、今後の県立施設のことを考えられるとは思っておりません。地域の社会資源がどのぐらい整備されて、そこにどれぐらいの人がいるのか、といった全体を見ながら考えていく必要があると思います。県立施設のあり方を考えると、同時に社会資源の整備、相談支援の充実、障がい者理解の促進、そういったことも含めてやっていかなければいけないということで、今現在、施策も併せて検討しているところでございます。

調査委員会につきましては、佐藤副会長がおっしゃっていたように、これで調査が終わりではないと思っております。調査委員会の前に、支援改革プロジェクトチームで中井やまゆり園の支援の改善などを御検討いただいています、今後は、その改革プロジェクトチームを再開して、その中で調査の進捗状況を御報告しながら、調査から浮かび上がった園の課題、考察などを取り入れながら、中井やまゆり園の改善に向けたプログラム作成を考えていきたいというところです。調査継続かつ、この調査委員会を発展的に解消、プロジェクトチームに格上げしながら、利用者支援の改善も検討していきたいと考えております。

**(蒲原会長)**

以上、説明ありましたけども、よろしいでしょうか。そろそろ時間の関係でございませぬ。もし他にも御質問等あれば、事務局が丁寧にお答えするというところで、ぜひよろしくお願いしたいと思います。それでは、最後に報告事項(5)について、簡単に事務局から御説明いただければと思います。

**(事務局)**

資料 9 に基づいて説明

**(蒲原会長)**

それでは報告事項(5)について、特にご質問等ありますでしょうか。

それでは様々議論があつて時間が 10 分程度延長されました。申し訳ございませんでし

た。本日の議題、報告事項は以上になります。他に特になければ、本日の審議はここまでということにしたいと思えます。皆さん方の御協力をいただきまして本当にどうもありがとうございました。次回は、かながわ障がい者計画の取組状況、また、来年度に改定する計画等についての議論に進んでいくこととなります。

それでは、事務局にお返しいたします。

**(事務局)**

蒲原会長ありがとうございました。

本日は限られた時間の中で、委員の皆様から数多くの貴重な御意見等をいただきまして心より感謝申し上げます。

次回の第 35 回神奈川県障害者施策審議会は 11 月を予定しており、日程につきましては改めて調整をさせていただきます。

なお、会場にお越しいただいている委員の皆様につきましては、お手元の参考資料はそのまま机上に残していただければ、事務局で保管しまして、次回の会議に机上配布させていただきます。

ではこれで、第 34 回神奈川県障害者施策審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。